

●香川県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年12月13日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡本高瀬線（224号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町岡本字塚295番1地先から 三豊市豊中町下高野字盛陽1123番1地先まで	10.9~39.7	129	平成23年香川県告示第413号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成25年12月13日